

申請等手数料一覧(2)

(札幌市証明等手数料条例 別表)

作成: 令和7年4月1日

1 長期優良住宅法に基づく認定

(1) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定 (法第5条第1項～第7項) (円)

延べ面積(m ²) (注1)	登録住宅性能評価機関 による適合確認済み(注2)	左記以外	
	新築・新築以外共通	新築	新築以外
200 以下	14,000	46,000	62,000
200 超え 500 以下	25,000	107,000	148,000
500 " 1,000 "	40,000	170,000	235,000
1,000 " 2,500 "	65,000	333,000	469,000
2,500 " 5,000 "	98,000	595,000	843,000
5,000 " 10,000 "	149,000	1,021,000	1,458,000
10,000 " 20,000 "	252,000	1,888,000	2,706,000
20,000 " 30,000 "	318,000	2,697,000	3,886,000
30,000 超え	361,000	3,303,000	4,774,000

(注1) 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積

(注2) 長期使用構造等について登録住宅性能評価機関の確認を受け、その結果として同機関が交付した書類を添付する必要があります。
(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2)

※評価機関の審査に要する費用は、それぞれの機関にお問い合わせください。

【共同住宅の認定手数料】

共同住宅の認定は住戸単位の申請となるため、申請1件あたりの認定申請手数料は、延べ面積の区分による手数料を、当該共同住宅について同時に行う申請件数で除した額となります。(100円未満切捨て)

ただし、区分所有住宅については、棟単位の申請となります。(法第5条第4・5・7項)

<手数料計算例>

戸数75戸、延べ面積7,500m²の共同住宅(区分所有住宅以外)について、

75戸の申請を同時に行う場合

申請1件(1戸)あたりの手数料 149,000(円) ÷ 75(件) = 1986.7 ≒ 1,900(円)

申請75件の手数料の合計 1,900(円) × 75(件) = 142,500(円)

※ 区分所有住宅は棟単位の申請となるため、申請1件(75戸)で、149,000(円)となります。

(2) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定 (法第8条第1項) (円)

延べ面積(m ²)	登録住宅性能評価機関 による適合確認済み	左記以外	
	又は 長期使用構造等に 変更なし(注3)	新築	新築以外
	新築・新築以外共通		
200 以下	7,000	23,000	31,000
200 超え 500 以下	12,500	53,500	74,000
500 " 1,000 "	20,000	85,000	117,500
1,000 " 2,500 "	32,500	166,500	234,500
2,500 " 5,000 "	49,000	297,500	421,500
5,000 " 10,000 "	74,500	510,500	729,000
10,000 " 20,000 "	126,000	944,000	1,353,000
20,000 " 30,000 "	159,000	1,348,500	1,943,000
30,000 超え	180,500	1,651,500	2,387,000

(注3) 【長期使用構造等に変更のない場合の計画変更認定】
登録住宅性能評価機関の審査を受ける必要はありません。

<手数料計算例>

戸数75戸、延べ面積7,500m²の共同住宅(区分所有住宅以外)について、

30戸の変更申請を同時に行う場合

申請1件(1戸)あたりの手数料 74,500(円) ÷ 30(件) = 2483.3 ≒ 2,400(円)

申請30件の手数料の合計 2,400(円) × 30(件) = 72,000(円)

※ 区分所有住宅は棟単位の申請となるため、申請1件(30戸)で、74,500(円)となります。

(3) 変更(譲受人の決定時)の認定(法第9条第1項・第3項) (円)

1戸につき	1,900
-------	-------

(4) 地位の承継の承認(法第10条) (円)

1戸につき	1,400
-------	-------

(5) 認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合 (A)～(C)を合計した額

(A) 確認審査を行う場合の加算(建築基準法施行条例第74条の4) (円)

床面積の合計(m ²)	金額(右欄は特例建築物(※1)の場合)	
30 以下	28,000	11,000
30 超え 100 以下	32,000	18,000
100 " 200 "	41,000	27,000
200 " 500 "	65,000	-
500 " 1,000 "	115,000	-
1,000 " 2,000 "	159,000	-
2,000 " 10,000 "	309,000	-
10,000 " 50,000 "	546,000	-
50,000 超え	1,082,000	-

(注意)

※1 特例建築物: 建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物

※2 上記床面積の合計は次により算出します。

1 新築、増築、改築の場合

当該新築・増築・改築に係る部分の床面積

2 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合

当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の1/2

3 計画変更の場合

当該計画変更に係る部分の床面積の1/2

(床面積が増加する部分にあつては、当該増加部分の床面積)

(B) 構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算 (札幌市証明等手数料条例附表4の項、6の項) (円)

床面積の合計(m ²)	認定プログラム	その他
1,000 以下	129,000	189,000
1,000 超え 2,000 以下	160,000	240,000
2,000 " 10,000 "	171,000	261,000
10,000 " 50,000 "	203,000	313,000
50,000 超え	330,000	570,000

(注意)

※上記床面積の合計は、構造計算1件ごとの床面積の合計により算出します。

(C) 昇降機を含む場合の加算(建築基準法施行条例第74条の5) (円)

	小荷物専用昇降機	左記以外の昇降機
1基につき	10,000	16,000
(計画変更の場合)	7,000	9,000

2 パリアフリー法に基づく認定

特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定(法第17条第1項) 及び変更の認定(法第18条第1項)

法第17条第1項	122,000円
法第18条第1項	61,000円

※ 認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合は、上記1(5)の手数料が加算されます。